

原価算定期間を終了した電力会社の 小売料金事後評価について

(趣旨)

供給約款等に基づく電気料金については、電気事業法に基づき、当該料金の原価算定期間を経過した後に経済産業大臣が毎年度定期的な評価を行い、値下げ認可申請の必要性について判断を行うこととなっており、電力・ガス取引監視等委員会は当該評価を行う委任を受けているところ。今回、かかる仕組みに従って、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の供給約款等に基づく電気料金の事後評価を行ったところであり、その結果を踏まえた経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 審議状況等

12月20日 経済産業大臣より委員会へ意見聴取

<料金審査専門会合における審議>

- | | | |
|-------|------|--|
| 2月1日 | 第22回 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー（以下、東京電力EPという）、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の事後評価に関する審査基準に基づく審査 ・北海道電力及び関西電力の事後評価に関する追加検討 |
| 2月15日 | 第23回 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力、東北電力、東京電力EP、関西電力、四国電力及び九州電力の事後評価に関する追加検討 |
| 3月1日 | 第24回 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力、東北電力、東京電力EP、関西電力、四国電力及び九州電力の事後評価に関する追加検討 ・事務局のまとめ案、総評についての審議 |

2. 料金審査専門会合における審査結果について

①北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の9社について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④（別添1）に照らし、電気事業利益率等についての検

討を実施した。料金審査専門会合において、値下げ認可申請の必要があるとは認められないことで認識が一致した。

②北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力について、平成25年以降の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされていたこと及び消費者基本計画の工程表（別添2）に記載されている内容を踏まえ、追加の検討を実施した。また、東京電力EPについては、直近3年度間の規制部門の電気事業利益率が高くなっていること等を踏まえ、今回追加説明を求める上記5社と同様の検討を実施した。

具体的には、費目毎の料金原価と実績との比較及び乖離状況等、自由化部門と規制部門の利益率の状況及び部門間の差異並びに経営効率化の取り組み状況について、事業者からの説明等に基づき審議を実施し、合理的な理由無く料金原価を上回る実績となっていないことなどを確認した。

3. 経済産業大臣への回答について

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、上記を踏まえて経済産業大臣への回答について御検討いただく。

(別添 1)

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）

第 2 処分の基準（7）④

改正法附則第 18 条第 1 項の認可を受け、又は特定旧法第 19 条第 4 項若しくは第 7 項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の 4 月 1 日から起算して当該料金（算定規則第 22 条、第 23 条、第 37 条若しくは第 38 条の規定により同令第 22 条第 1 項各号に掲げる変動額、同令第 23 条第 1 項に規定する変動額、同令第 37 条第 1 項各号に掲げる変動額若しくは同令第 38 条第 1 項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第 18 条第 1 項の変更の認可を受け、若しくは特定旧法第 19 条第 4 項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合又は同令第 40 条若しくは第 42 条の規定により同令第 40 条第 1 項各号に掲げる変動額若しくは同令第 42 条第 1 項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第 19 条第 4 項若しくは第 7 項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とし、算定規則附則第 2 項の規定による廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則（平成 11 年通商産業省令第 105 号。以下「旧算定規則」という。）

第 19 条の 2 若しくは第 19 条の 22 の規定により同令第 19 条の 2 第 1 項各号に掲げる変動額若しくは同令第 19 条の 22 第 1 項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第 19 条第 1 項の変更の認可を受けた場合又は同令第 20 条の 2 若しくは第 20 条の 4 の規定により同令第 20 条の 2 第 1 項各号に掲げる変動額若しくは同令第 20 条の 4 第 1 項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第 19 条第 4 項若しくは第 7 項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の可否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第 2 条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成 18 年経済産業省令第 3 号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近 3 年度間の平均値（改正法附則第 18 条第 1 項の変更の認可又は旧電気事業法第 19 条第 1 項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第 22 条、第 23 条、第 37 条又は第 38 条の規定により同令第 22 条第 1 項各号に掲げる変動額、同令第 23 条第 1 項に規定する変動額、同令第 37 条第 1 項各号に掲げる変動額又は同令第 38 条第 1 項に規定する変動額

を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。)及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者(算定規則第40条又は第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額又は同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。)であって、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあっては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。ロにおいて同じ。) が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤(特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。))及び事業報酬額を減じて得た額をいう。) 及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤(一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。))及び事業報酬額を減じて得た額をいう。) の累積額が事業報酬額(算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。) のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(別添2)

消費者基本計画工程表 平成27年3月24日 消費者政策会議決定(平成28年7月19日改定) (抜粋)

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	＜決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保＞ 電気・ガスの小売料金全面自由化に向けた、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
		＜公共料金における中長期的課題の検討、実施＞ 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】					
		＜料金適正性の確保＞ 電気料金値上げ後のフォローアップ（東京電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	＜料金適正性の確保＞ 電気料金値上げ後のフォローアップ（関西・九州・東北・四国・北海道電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	＜料金適正性の確保＞ 電気料金値上げ後のフォローアップ（中部電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			
		＜料金適正性の確保＞ 電力託送料金認可後のフォローアップ 【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					